

3. 交通事業者のチャレンジ支援事業費補助金①

書類のやり取りは県と

1. 概要

県が開催する採用力向上セミナーに参加した事業者を対象に、セミナーで習得した知識・ノウハウなどの実践にチャレンジする事業者を支援

2. 事業内容

(1) 対象経費

令和7年4月1日以降に実施する事業者の採用力向上のために必要な経費

(2) 補助率・補助上限額

1/2・75万円

- ※ 対象事業費の上限は150万円
- ※ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て
- ※ 消費税額及び地方消費税額を含まない

例えば...

- ・採用広告の掲載料
 - ・ホームページの改修費
 - ・オンライン面接の環境整備
(PC・カメラ・マイク等の設置)
 - ・企業の採用メッセージの制作委託
 - ・採用コンサルティングへの委託料
- など

3. 交通事業者のチャレンジ支援事業費補助金②

3. 手続き

書類のやり取りは県と

随時募集

審査

実施

事業完了後

① (事業者⇒県) 交付申請書の提出

<必要な書類>

- ・交付申請書（様式1）
- ・事業計画書（別紙1）
- ・見積書等の金額の確認できる書類の写し
- ・支払先口座が確認できる書類の写し

② (県⇒事業者) 交付決定通知

変更が生じたら変更承認申請書の提出

<必要な書類>

- ・変更承認申請書（様式2）
- ・変更後の事業計画書（別紙1）

交付決定後、概算払を請求することが可能

<必要な書類>

- ・概算払請求書（様式3）

③ (事業者⇒県) 実績報告書の提出

<必要な書類>

- ・実績報告書（様式4）
- ・事業報告書（別紙2）
- ・国庫補助事業の実績報告書及び添付書類の写し
- ・国庫補助事業の額確定通知

④ (県⇒事業者) 確定通知書＆支払い